

- G. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- H. 上記Gの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の「エ」に準じます。)
- ウ. 当社は本項(1)の「2」の「ア」による旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)から約款を差し引いて払い戻いたします。また本項(1)の「2」の「イ」により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)の金額を払い戻いたします。

(2) 旅行開始後の解除

1. お客様の解除・払い戻し
- ア. お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスに係る部分の契約を解除することができます。
- ウ. 本項(2)の「1」の「イ」の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
2. 当社の解除・払い戻し
- ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- A. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- B. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- D. 上記Cの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- イ. 解除の効果及び払い戻し 本項(2)の「2」の「ア」に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービス提供者に支払った又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻いたします。
- ウ. 本項(2)の「ア」の「a.c」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地へ戻するための必要手配をいたします。
- エ. 当社が本項(2)の「2」の「ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされ

16. 旅行代金の払い戻しの時期

1. 当社は、「第13項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
2. 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

1. 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
2. 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
4. 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

19. 当社の責任

1. 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
2. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- A. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- B. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- C. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- D. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- E. 自由行動中の事故
- F. 食中毒
- G. 盗難
- H. 運送機関の遅延、不通・スケジュール変更、経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
3. 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額が如何にかかわらず当社が賠償額は1人あたり最大15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

20. 特別補償

1. 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ意図しない外來の事故により、その生命、身体に被られた一時的な損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円~40万円)及び通院見舞金(2万円~10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
2. 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅

行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

3. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジェットロープ降索その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
4. 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支取機用カードを含む。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
5. 当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認めたときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、船長員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
4. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社がお客様の負担とせず、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

22. オプションツアー又は情報提供

1. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)(第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者」が当社と明示します。
2. オプションツアーの進行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットに明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。また、当該オプションツアーの進行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該進行事業者の定め及び現地法令に準じます。)
3. 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)、それ以外の責任を負いません。

23. 旅行保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の1・2・3で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生するものが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

1. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていなくてもかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

1. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
2. 戦乱
3. 暴動
4. 官公署の命令
5. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
6. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
7. 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のための必要措置
2. 第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
3. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられる順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社が変更補償金を支払いません。
2. 本項(1)の規定にかかわらず、当社がごとの旅行契約に基づき得た変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またごとの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がごとの様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
3. 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって賠償を行なうことができます。

<表2><変更補償金>

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ お支払対象旅行代金×1件につき下記の率	
	旅行開始日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.0	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
7 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1. 1件とは、運送期間の場合1乗客船等、宿泊期間の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件とします。
- 注2. 7.に掲げる変更については、1.から6.までを適用せず7.の料率を適用します。

注3. 2.から6.に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行者のカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。)(「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

1. 本項以下「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払い又は払戻し義務を履行すべき日をいいます。
2. 申し込みの支払い、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
3. 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
4. 当社は提携会社のカードにより所定の広票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に規定する取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
5. 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた金額を解除の申し出があった日の翌日より起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
6. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができません。当社は通信契約を解除し、第15項(1)の「1」の「ア」の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途定める期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ: <http://www.aoda.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

28. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

その他、当社は、

1. 当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
3. アンケートのお願い
4. 特典サービスの提供
5. 統計資料の作成、お客様個人情報を利用していただくことがあります。

29. 旅行条件・基準日と旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

30. その他

1. お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動実施に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
2. お客様のご便宜をはかため土産物店にご案内することがありますが、お客様のみにしては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換返品等のお手伝いはいたしません。免税手続きがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産物店・空港等で確認の上、お客様ご自身で行ってください。フロンティア予約や国内諸税について日本への持ち込み禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
3. 当社がいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
4. ことども代金、旅行開始日当日を基準に満2才以上~12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満の航空機及び客室に占めるベッドを専用では使用しない方に適用します。
5. 当社が募集型企画旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港へ帰国(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合し、海外への解散場所解散するまでとなります。
6. 日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
7. 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイル・レザンサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
8. 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空会社の発行する、関係する機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社からは、お客様の交換の場面に準じて、第14項のお客様の交換手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。
9. 旅行代金の返金に関するご注意
当社では、お客様のご都合による取消の発生、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様の負担とさせていただきます。又金庫にお客様の口座へ振込みとさせていただきます。
10. 空港諸税・燃油サーチャージについて
(1) 旅行代金には空港税等及び運輸機関の課税燃油サーチャージ(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものと規定)は含まれておりませんが、航空券発券時に徴収することを義務付けられているものについては、旅行代金とは別に、当社にて発行変更させていただきます。
- (2) 空港諸税及び燃油サーチャージの新設、又は税額の変更があった場合、徴収額が変更になる場合があります。但し、為替レートの変動による過不足が生じた場合は、後日精算しません。
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

ファイブスタークラブ



Five Star Club

(株)ファイブ・スター・クラブ
観光庁長官登録旅行業第1606号

■東京本社 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-6
神保町サンビルディング3F
TEL:03-3259-1511 FAX:03-3259-1520
■大阪支店 〒530-0012 大阪市北区芝田1-1-26松本ビル9F
TEL:06-6292-1511 FAX:06-6291-1515

ツアーご参加のみなさまへ

○パンフレット類にはお金をかけません。

ファイブスタークラブのコースの多くは、アジア・アフリカなど、まだまだ発展途上の国々です。その日の食事にも事欠くような地域も少なくありません。そんな中で華やかなパンフレットにお金をかけて募集をするということに、私どもは違和感を感じさせます。資源を大切にと言われる現在だけに、私どもは必要最小限のパンフレット類とするのが私どもの方針です。また、そのことが同時にコストダウンにつながり、より低価格なツアーをお客様に提供できると考えます。パンフレット以外でも下記の物については、あえてお渡ししません。

○ガイドブック◇◇通常旅行会社がお渡しするガイドブックは持っていても役に立ちません。そういったものは、当社では、無駄だと考えます。本当に役立つ

ガイドブックは、市販されたものをご自身でお買い求めください。どういう物がいいかは、担当者におたずねください。

○留守宅控◇◇必要な方のみ、控えもコピーしてお送りしますので、必要な方のみ、あらかじめご連絡ください。

バッジは、現地係員と出会うために必要です。また、タグやシールは、荷物の紛失を防ぐためにもお付けください。

○1人の担当者がご出発までご案内します。

お客様の担当者は、予約を受けた時に担当の名前を、こちらからお知らせします。

担当者の名前と予約番号をお忘れにならないようお願いいたします。

万が一、担当者を代えてほしい場合はお申し出ください。

お申し込みからご出発まで

1. お申し込み

ご予約は、申込書に所定の事項をご記入の上、申込金又はご旅行受付金を添えてお申し込みいただけます。お申込金は旅行代金の一部に充当されます。

●電話や郵便、ファクシミリ、e-mail等での申し込みをお受けする場合があります。

詳しくはスタッフにお問い合わせください。

ご予約いただく際のご注意

●お名前(ふりがな)は、パスポートに記載(または予定)のつづりを正確にご記入ください。(一文字違っただけでも予約が無効となる場合があります。)

2. 渡航手続き

パスポート取得必要書類

●戸籍抄本又は謄本1通 ●住民票1通 ●旅券用写真1枚(たて4.5cm横3.5cm) ●印鑑 ●官製ハガキ1枚 ●身元確認書類

※旅行する場合には必要なビザ(査証)の手続きはお世話をいたします。別紙をご覧ください。

すでにパスポートをお持ちの方

旅行先国により必要とされる残存有効期間がありますので、ご確認ください。

*ご旅行に行かれる時はパスポート番号、発行日を別に控えて、予備の写真をお持ちになることをおすすめします。

旅行保険加入のおすすめ

ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

募集型企画旅行契約約款特別補償規定には、傷害・疾病治療費の保証は含まれていません。外国での治療費用やご自身の責任による賠償金などはかなり高額となります。また、賠償義務者が外国の運輸機関や宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でない場合もありますし、国情によっては賠償額が非常に低いこともあります。

3. 旅行代金のお支払い

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日までに、お申込金を差し引いた金額をお支払いください。21日前以降にお申し込みの場合は当社が指定する期日までにお支払いください。

4. ご旅行の最終案内(日程表)

ご出発の7日前(遅くとも前日まで)に最終旅行日程表

とともに、バッジ、バゲージタグ、ステッカーなどまとめてお送りします。最終案内は代表者の方にお送りします。

パンフレット記載の日程は変更となる場合がありますので、最終旅行日程表でご確認ください。

5. ご出発

最終旅行日程表に記載の空港のカウンターにご集合ください。お荷物には、ファイブスタークラブのタグ、ステッカーを必ずお付けください。空港では、係員がご出発のご案内をいたします。(なお、関西国際空港では国内線で乗り継ぎの方を含めて空港施設使用料が必要です。)

6. 乗継地の空港について

乗継地での空港の案内図はご希望の方にお送りします。(但し空港によっては案内図がないところもありますのでご了解下さい。また、案内図があっても、実際、空港へ行ってあまり役に立たないということをご了解下さい。)

パンフレットの見方

旅行代金について

●各旅行代金は特に表示のない限り2人部屋をお2人でご利用いただく場合のお1人分の代金です。お1人様でお申し込みいただく場合は、1人参加料金がかかります。

時間帯のめやすについて

早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜	
04:00	06:00	08:00	12:00	16:00	18:00	23:00	04:00

日程表内の時間帯はホテルの発着時刻ではなく、交通機関の発着時刻をもとにした目安です。例えば、最終日「(午後:北京A東京)」で北京発12:30の場合は右記のような目安となります。このようにホテル出発と交通機関の出発時刻は異なりますので、「午後発」の日程でも日程表中に午前:自由行動の記載のないコースは、ホテル出発までに十分な自由行動時間をお取りいただけない場合があります。

●午前:自由行動の表示がない日程のめやす

8:00 モーニングコール
8:30 朝食
9:30 ホテル出発
10:30 北京空港着
12:30 北京空港発

最少催行人員について

最少催行人員の人数に満たない場合は旅行が催行されないことがあります。お申し込みコースのご旅行が催行されない場合、12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31の出発日は、ご出発の34日前までに、その他の出発日は、ご出発の24日前までにご連絡いたします。

最少催行人員1名というコースは、お客様が1名以上いらっしゃれば催行を保証いたします。

利用予定ホテルは同等グレードの他のホテルに変更される場合があります。パンフレット内の同等クラスホテル一覧をご覧ください。

マークの見方

・食事マーク

朝食 ☐
昼食 ☐
夕食 ☐

・日程表のマーク

飛行機 ✈
列車 🚆
バス・マイクロバス・セダン 🚌
船・ホーバークラフト 🚤

ご案内とご注意

現地係員がお世話するコースにご参加のお客様へ

現地係員について

●現地係員は現地での旅行を円滑に実施するために以下のようなご案内を行います。
到着日:空港/駅にてお出迎え。空港/駅からホテル間移動に同行します。一部の国を除いて現地事情、日程のご案内やホテルでのチェックイン手続きのお手伝いもさせていただきます。
ホテル等についてのご案内オプショナルツアーのご説明。到着後、観光を含む日程の場合には、目的地へのご案内を含みます。
出発日:ホテルから空港/駅間の移動の同行、ご案内。国によりましては、現地係員は税関検査カウンターより中にはいることができません。その場合、出国時の搭乗手続きや乗り継ぎ空港での手続きはお客様ご自身で行っていただくこととなります。これらの業務以外の日程表上の自由行動時、ホテル滞在時には係員はおりません。現地係員は日本語を話しますが日本人とは限りません。(一部の国では英語ガイドです。ガイドについては各コースをご覧ください。)

現地係員がつかないコースにご参加のお客様へ

●帰国便のご搭乗手続き、乗継地での搭乗手続きは、全てお客様自身で行っていただきます。また、リコンファーム(予約再確認)が必要な航空会社についてはお客様自身でリコンファームしていただくこととなります。

各コース共通のご注意事項

航空機・列車及び移動について

●出発/帰国便及び現地での各都市間の移動については、乗継便となる場合や必ずしも最適の時間帯を選べない場合があります。また記載の乗継地が他の場所に変更になったり、乗継回数が増える場合があります。いずれの場合も旅行代金の変更はありません。
●航空機の座席配列により、グループの方でも隣り合わせの席をご用意できない場合があります。座席配列のため、やむを得ず通路をはさんだり、前後の席となったりすることがあります。
●Yクラス(エコノミークラス)席ご利用のお客様の場合、喫煙席/禁煙席、窓側/通路側といったご希望は事前にお伺いいたしかねます。
●列車の座席、寝台を利用する場合は、1等を利用する予定ですが(マレー鉄道、タイ・ヨーロッパ・インドなどは2等エアカン)、場合によっては予定の等級の座席、寝台がご利用できないこともありますのでご了承ください。列車には食堂車が連結されていない場合があります。お飲物、軽食類をあらかじめご用意していくことをおすすめします。
●航空便の中には共同運行便があります。利用予定航空便とちがう機材・乗務員の場合もあります。
●観光及び空港～ホテル間の送迎で利用するバスは、ツアーが少人数の場合、セダン、バン、ミニバスとなりドライバーガイドとなる場合があります。また一部コースでは、タクシー等の公共交通機関、ホテル提供のバス等も利用する場合があります。
●添乗員付のコースを除き、他のコースのお客様と同じバスで観光、空港～ホテル間の送迎を行う場合があります。尚、その場合、空港などの出発地で1～1時間30分程度お待ちいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
●インド・ネパール内の国内航空線に関して夜間および全天候離着陸施設が未整備のため、運休や大幅な遅延があります。そのため、移動手段をバスや列車等に代替することがあり、やむを得ず観光の一部を割愛させていただきます。

ビジネスクラス席(Cクラス席)ファーストクラス席(Fクラス席)

ご利用の方へ

●ご請求書に、ビジネスクラス追加代金、ファーストクラス追加代金を明記いたします。
●お席のご希望は、あらかじめ予約時に承りますが、座席数によりご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

交通事情について

●中国・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・タイ・マレーシア・インド・ネパール・エジプト・中近東・中南米などへのご旅行は国内の飛行機、列車の便数が限られ、運休・大幅な遅延などのためオーバーブッキング(予約超過による座席不足)や急なスケジュール変更が少なくありません。その場合、他の交通機関に振りかえたり、やむを得ず観光の一部を割愛および変更させていただきます場合があります。あらかじめご了承ください。

食事について

●各コースごとの日程表に明示した食事の料金・税・サービス料は旅行代金に含まれています。但し、お客様が個人的に注文された飲物代や追加料金代はお客様の負担となります。
●日程表中に明示した利用予定レストランが、突然の休業等の場合、他のレストランへご案内します。
●現地事情および輸送機関のスケジュール変更により利用レストランの変更あるいは食事の入れ換えを行うことがあります。尚、各コースごとの日程表に明示した食事回数には、機内食は含まれていません。
●食事は朝・昼・夕食共に、スケジュール等の事情により、お弁当になる場合があります。

宿泊について

●ホテル事情について
ご利用いただくホテルは、通常は日程表の記載通り、又は同クラスで手配し、出発前に指定できるホテルをご利用いただけますが、宿泊施設の設備は都市部を除いて地方によりかなり差があり、給水や電力の供給や電話などの通信面で制約を受けたり、入浴はシャワーのみとなる場合もありますのであらかじめご了承ください。
●3名様で1部屋(トリプル)ご利用の場合、3人で1部屋利用(トリプル)のお申し込みの場合、ご利用いただくお部屋は2人部屋となっており、簡易ベッドになったり、ベッドの搬入が遅くなったりお部屋が手狭になることもございます。また、タオルなどのアメニティグッズが3名様分揃っていない場合もありますので、その場合はホテルの係員にお申し付けください。尚、旅行代金の割引はありません。以上の点につき、あらかじめご了承ください。
●お1人部屋ご希望の場合
1人部屋追加代金が必要となります。1人部屋は原則としてシングルルームになるため2人部屋より手狭になることがあります。また、景観に差があることもあります。
●グループ参加の場合
グループ、ご家族参加で2部屋以上をご利用いただく場合、ホテル側の事情によりお隣り、または同じ階の部屋をご用意できない場合があります。
●宿泊都市及び訪問都市順序について
運輸機関、ホテル側などの事情により、宿泊都市及び訪問都市順序が異なる場合があります。
●列車での移動の場合の車中泊においては原則として、他の方と相部屋となります。

冷暖房について

地域によっては気候、生活習慣、その他の事情から、ホテル・レストラン・バス・列車等に冷暖房設備が無い場合があります。また逆に冷房がききすぎることもあります。やむを得ずそれらの輸送・宿泊機関・施設を利用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

市内観光・オプショナルツアーについて

施設の休館、その他現地事情や天候により、観光箇所や実施日に変更になる場合があります。また、それにより自由行動時間などに影響のなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

追加手配について

お客様のご希望によりパンフレット記載以外の延泊、ガイド、車、レストラン等の各種追加手配をお受けすることがありますが、この場合の購入契約形態はお客様との間の手配旅行契約となります。

お買い物について

お客様の便宜をはかるため、ご旅行中ガイドよりおみやげ店などへお連れすることがありますがお客様の責任でご購入ください。また、ご購入後のアフターケアがないため、一部ご購入後に不良品やニセモノが混入していることがあっても返品、返金ができないなどといったトラブルが生じる場合があります。商品お受け取りの際には再度品物をご確認いただく様、くれぐれもご注意ください。また、おみやげ品の船便・航空便による日本への別送品としての託送は早い場合で3～6ヶ月の期間を要し、なおかつ紛失の可能性が大きいのが現状です。おみやげ品の別送は極力避けられることをおすすめいたします。

燃油サーチャージについて

●旅行代金には燃油サーチャージは含まれておりません。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く)燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。※燃油サーチャージとは、燃油に関連する原価水準の異常な変動に対処するために、各航空会社が、一定の期間、一定の条件下で国土交通省に申請し認可を受けるもので、金額は航空会社・利用区間により異なり、対象となる全ての航空旅客に対して課せられるものです。
●上記にかかわらず、燃油サーチャージの新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発表レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収及び返金は致しません)
●燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

空港税等について

●渡航先の国々(または地域)によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等の支払いが義務づけられています。
●旅行代金には空港税等は含まれておりません。空港税等のうち、航空券発券時に徴収する事を義務付けられているもの、また、日本の各空港施設使用料については旅行代金と合わせて日本円でお支払いください。
●複数の国や都市を訪問する旅程では、空港税はその都度必要となります。また、同じ旅程であっても使用する航空機の経由する国や都市の巡り方によってその合計金額が異なる場合があります。
●名古屋～成田間にて国際線をご利用になる場合は、中部国際空港施設使用料が必要となります。成田国際空港施設使用料は不要です。
●空港税等の新設または税額が変更された場合、徴収額が変更になる場合があります。

■熱帯地方にご旅行の方へのご注意

熱帯地方では、風土病などの予防のために虫さされ、飲料水にはご注意ください。皮膚の露出部の少ない衣服や防虫スプレーの塗布等も必要です。

